

平成 29 年 7 月 10 日

事業主様

西日本パッケージング健康保険組合

理事長 竹本 實生

高額療養費及び入院時生活療養費の改正について

平素は、健康保険組合の事業運営に格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきましては、世代間の負担の公平と負担能力に応じた負担や、医療病床と介護病床への入院時の負担の公平化を図る観点から、平成 29 年 8 月より段階的に改正されますので、その内容を下記のとおりお知らせいたします。

記

1 高額療養費制度の改正（70 歳以上の自己負担限度額）

（1）第一段階（平成 29 年 8 月施行）

①現役並み所得者

外来療養に係る自己負担限度額について、現行の 44,400 円から 57,600 円に引き上げます。

②一般所得者

外来療養に係る自己負担限度額について、現行の 12,000 円から 14,000 円に引き上げるとともに、新たに、自己負担額の年間（8 月 1 日から翌年 7 月 31 日までの間）の合計額に対して 144,000 円の年間上限額を設けます。

（2）第二段階（平成 30 年 8 月施行）

①現役並み所得者

外来療養に係る高額療養費の自己負担限度額を廃止した上で、所得区分を細分化し、各区分の自己負担限度額を設定します。

②一般所得者

外来療養に係る自己負担限度額を 14,000 円から 18,000 円に引き上げます。

<平成 29 年 7 月まで>

所得区分	自己負担限度額	
	外来	外来+入院
現役並み所得 (標準報酬月額 28 万円以上)	44,400 円	80,100 円+ (医療費-267,000 円) ×1% [多数回 44,400 円※3]
一般所得 (標準報酬月額 26 万円以下)	12,000 円	44,400 円
住民税非課税Ⅱ※1	8,000 円	24,600 円
住民税非課税Ⅰ※2		15,000 円



<平成 29 年 8 月から>

(下線部が、改正部分になります)

所得区分	自己負担限度額	
	外来	外来+入院
現役並み所得 (標準報酬月額 28 万円以上)	<u>57,600 円</u>	80,100 円+ (医療費-267,000 円) ×1% [多数回 44,400 円※3]
一般所得 (標準報酬月額 26 万円以下)	<u>14,000 円</u> 年間上限 [14 万 4,000 円]	<u>57,600 円</u> [多数回 44,400 円※3]
住民税非課税Ⅱ※1	8,000 円	24,600 円
住民税非課税Ⅰ※2		15,000 円



<平成 30 年 8 月から>

(下線部が、改正部分になります)

所得区分	自己負担限度額	
	外来	外来+入院
標準報酬月額 83 万円以上	<u>252,600 円+ (医療費-842,000 円) ×1%</u>	<u>[多数回 140,100 円※3]</u>
標準報酬月額 53 万円~79 万円	<u>167,400 円+ (医療費-558,000 円) ×1%</u>	<u>[多数回 93,000 円※3]</u>
標準報酬月額 28 万円~50 万円	<u>80,100 円+ (医療費-267,000 円) ×1%</u>	<u>[多数回 44,400 円※3]</u>
一般所得 (標準報酬月額 26 万円以下)	<u>18,000 円</u> 年間上限 [14 万 4,000 円]	57,600 円 [多数回 44,400 円※3]
住民税非課税Ⅱ※1	8,000 円	24,600 円
住民税非課税Ⅰ※2		15,000 円

※1 被保険者が市区町村民税の非課税者等である場合

※2 被保険者及び扶養家族の方の収入から必要経費・控除額を除いた後の所得がない場合

※3 過去 1 2 ヶ月以内に 3 回以上、上限額に達した場合は、4 回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

2 入院時生活療養費の改正

65歳以上の医療療養病床に入院する患者のうち①医療の必要性の低い者(表中 A)については、平成29年10月から住居費の標準負担額を1日320円から370円に、②医療の必要性の高い者(指定難病患者を除く。表中 B)については、平成29年10月から住居費の標準負担額1日0円から200円に、平成30年4月から370円に引き上げることになります。

<平成29年9月まで>

	対象者	生活療養標準負担額のうち居住費にかかる部分
A	医療の必要性の低い者 (B、C以外の者)	1日につき320円
B	医療の必要性が高い者※1 (指定難病患者を除く)	1日につき0円
C	指定難病患者※2	1日につき0円



<平成29年10月から>

(下線部が、改正部分になります)

	対象者	生活療養標準負担額のうち居住費にかかる部分
A	医療の必要性の低い者 (B、C以外の者)	<u>(平成29年10月1日から) 1日につき370円</u>
B	医療の必要性が高い者※1 (指定難病患者を除く)	<u>(平成29年10月1日から) 1日につき200円</u>
		<u>(平成30年4月1日から) 1日につき370円</u>
C	指定難病患者※2	1日につき0円

※1 健康保険法施行規則第六十二条の三第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者(平成18年厚生労働省告示第488号)

※2 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第5条第1項に規定する指定難病の患者